

＜お知らせ＞

象牙全形牙の登録のため、放射性炭素年代測定をされる 登録希望者のみなさまへ

令和元年（2019年）7月1日から、種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に基づく個体等登録を希望する象牙全形牙の審査は、規制適用日以前に適法に所有したという自己申告の裏付け証明について、「第三者の証言」のみでは登録を認めず、「第三者の証言」及び「第三者の証言を裏付ける補強（全形牙の放射性炭素年代測定法による年代測定結果等の客観的に証明できる書類）」を求めます。

第三者の証言を裏付ける補強として、放射性炭素年代測定結果を用いる象牙全形牙の登録希望者は、あらかじめ以下をご確認の上、測定の実施をご検討ください。

○国内にて年代測定を行う測定機関に依頼してください

試料（サンプル）を、分析機器を所有する海外の機関に送付して年代測定を行う機関もあるようですが、象牙の無承認による国外への搬出（輸出）は違法になります。測定機関に対して、国内の測定機器で測定を行うか必ず確認を取ってください。

なお、環境省や個体等登録機関である（一財）自然環境研究センターは、測定機関の指定や仲介をしておりませんので、インターネット等でご自身により測定機関を探し、象牙の年代測定を受け付けているかお問合せください。

○測定機関に「＜お知らせ＞象牙全形牙の放射性炭素年代測定を受け付ける機関のみなさまへ」を確認してもらってください

環境省から測定機関向けに留意事項をまとめた「＜お知らせ＞象牙全形牙の放射性炭素年代測定を受け付ける機関のみなさまへ」を公表しています。依頼しようとお考えの測定機関に事前にその資料を確認してもらい、記載内容に沿って年代測定を行うようお伝えください。

○3ページ目以降の手順に沿ってサンプリング（試料採取）をしてください

登録申請の際に、対象とする全形牙から試料を採取した事実を確認する必要がありますので、3ページ目以降に記載の手順によってサンプリングし、その記録写真を撮ってください。正確な年代測定のため、所定の位置からサンプリングするよう、お気をつけください。試料の必要分量等の詳細は、あらかじめ測定機関にご相談ください。

なお、サンプリングのためでも登録を受けていない全形牙を他人に預ける行為は、種の保存法第12条に違反し、その罰則は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金、又はその併科となりますので、ご注意ください。

○サンプリング時に異物が混入しないようご注意ください

全形牙の保存状態や、サンプリングの際に埃、繊維、毛髪等の象牙以外の物質が混入すること等によって、正しい測定結果が出なくなることもあります。その結果、規制適用前の象牙であるにも関わらず登録を受けられないおそれがあります。

○年代測定の結果によっては登録を受けられないこともあります

取得の経緯の自己申告又は第三者の証言と年代測定の結果に齟齬がある場合は、登録を受けられない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

また、年代測定の結果、ワシントン条約による国際的な商業取引の規制以降に生存していたゾウの牙の可能性がある場合は、環境省等から事情を聴取し、場合によっては関係機関へ情報提供を行う可能性があります。

○年代測定の費用は自己負担です

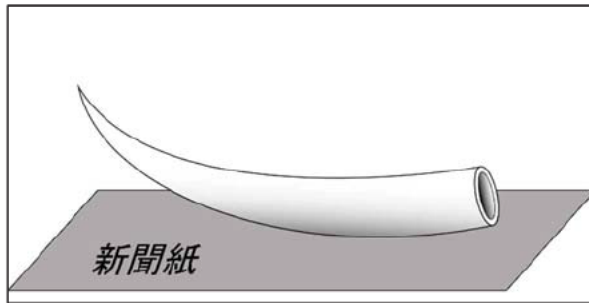
個体等登録に必要な証明等に要する費用は自己負担になります。測定の結果登録を受けられなかったとしても、環境省や個体等登録機関（（一財）自然環境研究センター）、測定機関で測定費用の補償等はいたしません。

お問合せ先：環境省自然環境局野生生物課条約法令係
直通電話 03-5521-8283

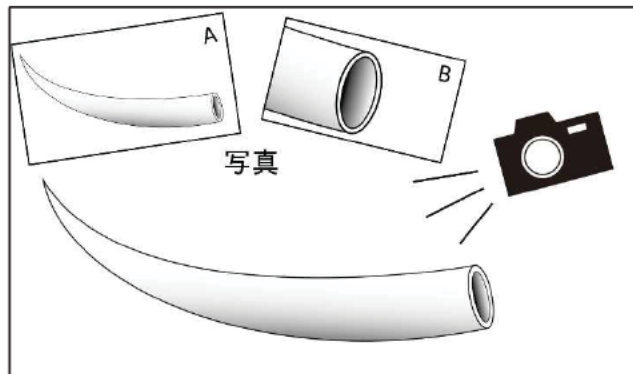
～サンプリング(試料採取)の手順～

準備する物：全形牙、カッター・彫刻刀又は金属製やすり、新聞紙、アルミホイル、チャック付きビニル袋、カメラ（デジタルカメラも可）、（あれば）ゴム手袋

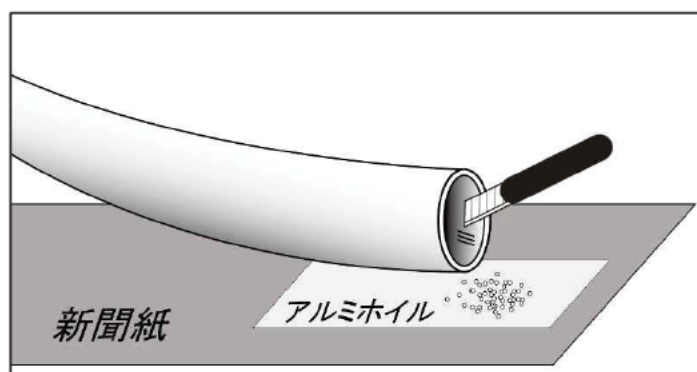
①全形牙を安置できるスペースを確保し、広げた新聞紙の上に全形牙を置いてください。



②サンプリングする前に写真を撮影してください。全形牙の全体が写る写真 A と、これからサンプリングする部位（③参照）の拡大写真 B の 2 枚必要です。



③象牙の粉末を受けられる位置にアルミホイルを敷き、カッター、彫刻刀又は金属製やすりを用い、全形牙の歯髓腔（内部の空洞）の内側壁面を削ってください。なお、全形牙に蓋がある場合、蓋を外せるなら歯髓腔の内側を、どうしても外せない場合は蓋でない象牙本体の根元付近からサンプリングしてください。このとき、あればゴム手袋を手に装着して作業してください。



※ 手元が滑って刃物で怪我をしないようにくれぐれもご注意ください。
軍手を装着すると、滑りやすい上に軍手の繊維が混入する可能性があるため、ゴム手袋を装着するか、あるいは素手で作業してください。

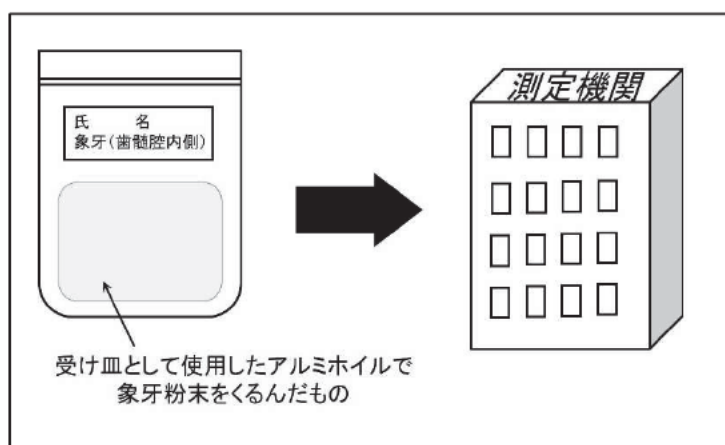
※ 異物が混入しないよう、カッター、彫刻刀又は金属製やすりは、新品又は事前によく洗浄し自然乾燥させたものなど、きれいなものをお使いください。測定したい象牙以外の物質が混入することで、象牙の本来の年代が測定できなくなる可能性があります、その結果登録を受けられないおそれも生じます。

※ 歯髄腔（全形牙内部の空洞）の内側と外側表面の2箇所からサンプリングして年代測定することで、より正確な年代測定が可能となります。よって、歯髄腔の内側から1箇所サンプリングし年代測定をした結果、登録を受けられない場合であっても、追加でもう1箇所歯髄腔の外側からサンプリングし年代測定を行うと、登録を受けられる可能性があります。

なお、1箇所目の年代測定が終了してから2箇所目の年代測定を発注すると、その分結果が出るまで日数を要するため、最初から2箇所同時にサンプリングし、まとめて年代測定を実施しても構いません。（ただし、国内の多くの測定機関における測定費用は1サンプル当たりの計上になるため、2サンプル測定する場合は1サンプル測定の場合の2倍程度の費用がかかり、1サンプルずつ別々に年代測定を発注する費用と、2サンプル一括の発注にかかる費用は同程度になるようです。）

歯髄腔の内外の2箇所から同時にサンプリングした場合は、2種類の象牙粉末が混ざらないようにご注意ください。

④測定機関に確認の上、測定に必要な分量の粉末を削ったら、粉末をくるむようにしてアルミホイルを折りたたみ、アルミホイルごとチャック付きビニル袋に入れ、測定機関に送付してください。



※ 歯髄腔の内外の2箇所から同時にサンプリングした場合は、サンプル（象牙粉末）を別々のチャック付きビニル袋に入れ、ビニル袋に油性ペンで歯髄腔の内外のいずれから採取したのか明記してください。

⑤サンプリングした後に写真を撮影してください。③でサンプリングした部位の拡大写真 C と、全形牙の全体が写る写真 D, E (表側と裏側の両面)、先端や根元部分・彫刻や絵の装飾等の特徴が分かる部分の拡大写真 2～3 ポーズ F (詳細は、個体等登録機関である(一財)自然環境研究センターのホームページに掲載されている「写真の撮影方法」の図解をご参照ください。)が必要です。

